



島根県報

令和4年6月3日(金)

第 316 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(〃)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の所在地変更の届出	(〃)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(〃)	3
生活保護法の規定による指定医療機関の事業休止の届出	(〃)	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	4
保安林予定森林	(森 林 整 備 課)	4
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見の概要	(中 小 企 業 課)	5
地籍調査の成果の認証	(用 地 対 策 課)	5
臨港地区の指定	(港 湾 空 港 課)	5
都市計画決定の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	6
都市計画変更の図書の縦覧	(〃)	6

【公 告】

令和4年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 事 衛 生 課)	6
都市計画区域の変更	(都 市 計 画 課)	8
都市計画法施行条例の規定による区域の図面の作成	(〃)	8

【特定調達公告】

令和4年度島根県自動車管理業務(その2)に係る随意契約の相手方等	(総務事務センター)	9
全自動真空巻締機の購入に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	9

【選管告示】

個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し		11
---------------------------	--	----

【正 誤】

令和3年12月17日付け島根県報第270号中	(中 小 企 業 課)	12
------------------------	-------------	----

告 示**島根県告示第440号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
日原診療所	鹿足郡津和野町枕瀬975番地1	令和4年3月28日
青木整形外科医院	出雲市大社町北荒木1092-4	令和4年4月1日
河端循環器内科医院	出雲市塩冶町1565-1	令和4年4月1日
おおた皮膚科クリニック	出雲市斐川町直江4925-1	令和4年4月1日
医大前クリニック	出雲市塩冶神前一丁目7番7号	令和4年4月1日
浜田長沢皮フ科・アレルギー科	浜田市長沢町321-1	令和4年5月1日
まんだクリニック	出雲市万田町536番地1	令和4年5月9日
サンキ・ウエルビィ訪問看護ステーション大社	出雲市大社町北荒木1874-16	令和4年5月1日
財間歯科医院	鹿足郡津和野町後田口120	令和4年3月1日
イーハデンタルクリニック 倉塚歯科医院	出雲市塩冶町2075	令和4年3月1日
大森歯科医院	益田市乙吉町イ89番地10	令和4年3月1日
さいとう歯科医院	益田市駅前町22-4	令和4年3月29日
広瀬調剤薬局	安来市広瀬町広瀬1992-1	令和4年3月31日
平安堂薬局あらき店	出雲市大社町北荒木1086-1	令和4年4月1日
なつめ薬局	出雲市中野美保南一丁目4番地1	令和4年4月5日
かいじょう薬局	出雲市塩冶町1560-5	令和4年5月1日
クローバー薬局 平田店	出雲市万田町531番地1	令和4年5月9日

島根県告示第441号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
調剤薬局ケイ	さくら薬局 安来赤江店	安来市赤江町1447番地1	令和3年12月1日

島根県告示第442号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地		変更年月日
	変更前	変更後	
ナースステーション いろは	浜田市治和町口154番地1	浜田市治和町ハ49番地2	令和3年8月1日

島根県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
日原診療所	鹿足郡津和野町枕瀬218番地24	令和4年3月28日
高田医院	出雲市斐川町美南848	令和4年3月31日
かのあしあぼろ心療所	鹿足郡津和野町枕瀬975番地1	令和4年3月31日
たなかペインクリニック	出雲市天神町564-3	令和4年4月1日
渡辺医院	大田市大田町大田口1031-12	令和4年4月1日
医療法人社団 大森歯科医院	益田市乙吉町イ89番地10	令和4年2月28日
財間歯科医院	鹿足郡津和野町後田口120	令和4年3月1日
倉塚歯科医院	出雲市塩冶町2076	令和4年3月1日
さいとう歯科医院	益田市駅前町22-4	令和4年3月28日
エフエムエル広瀬調剤薬局	安来市広瀬町広瀬1992-1	令和4年2月28日
ウエルシア薬局 出雲高岡店	出雲市高岡町1279-1	令和4年3月31日

島根県告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の休止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	休止年月日
草野歯科医院	浜田市相生町3774	令和4年1月1日
調剤薬局サンズ おとよし	益田市乙吉町イ334-2	令和4年3月10日
大谷仁成堂薬局 あげぼの店	益田市あげぼの本町10-4	令和4年4月1日

島根県告示第445号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
------------	---------	--------	---------	-------

株式会社ユニマツト リタイアメント・コミ ユニティ	通所介護	雲南ケアセンターそよ 風	雲南市木次町里方1093- 119	令和4年6月1日
---------------------------------	------	-----------------	----------------------	----------

島根県告示第446号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社ユニマツト リタイアメント・コミ ユニティ	短期入所生活介護	雲南ケアセンターそよ 風	雲南市木次町里方1093- 119	令和4年6月1日
	介護予防短期入所 生活介護			

島根県告示第447号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市神田町ロ84からロ86まで、ロ89、ロ96、ロ99からロ102まで、ロ104、ロ107、ロ107-内1、ロ107-内2、ロ109、ロ112-1、ロ112-乙、ロ113からロ116まで、ロ115-内1、ロ117-1からロ117-4まで、ロ118-内1、ロ118-2、ロ118-3、ロ119、ロ121、ロ122、ロ152からロ154まで、ロ154-1、ロ154-2、ロ155-1、ロ155-2、ロ156、ロ156-内1、ロ159、ロ179からロ184まで、ロ184-内1、ロ186-2、ロ735からロ746まで、ロ736-内1、ロ749からロ761まで、ロ751-内1、ロ752-内1、ロ753-1からロ753-3まで、ロ755-1、ロ755-2、ロ756-1、ロ756-2、ロ757-1、ロ757-2、ロ758-1、ロ760-1、ロ761-内1、ロ763、ロ764、ロ764-1、ロ766からロ769まで、ロ766-1、ロ770-1、ロ770-2、ロ771からロ774まで、ロ773-内1、ロ859-1、ロ859-2、ロ860-1、ロ860-2、ロ861、ロ863、ロ865からロ868まで、ロ867-1、ロ868-1、ロ871からロ874まで、ロ871-内1からロ871-内6まで、ロ871-7、ロ872-内1からロ872-内6まで、ロ878からロ881まで、ロ879-内1、ロ883、ロ884、ロ887、ロ887-内1、ロ887-内2、ロ888-1からロ888-3まで、ロ888-5、ロ1157、ロ1159、ロ1160、ロ1183

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第448号

令和4年島根県告示第93号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により意見が述べられたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸山達也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス隠岐の島店 島根県隠岐郡隠岐の島町平中田6番1外

2 意見の概要

(1) 意見の内容

交通安全上、極めて危険な場所への出店であり、立地場所を変更してもらいたい。

(2) 意見を述べる理由

出店予定地は交通量も多く、交通安全の観点から極めて危険な場所である。出入口を国道485号に計画しているが、西郷南中学校方向からは右カーブ左カーブが連続し見通しが悪い上に、町道中町中条線がぶつかる三叉路でもあり、またすぐ先には八郎橋による盛り上げ部のためにその先の視界が消え、そこに隠岐国分寺方面の車両の三叉路がある。つまり連続カーブと連続三叉路という、交通安全上極めて危険な場所に出店されようとしている。地元警察署の指導を十分に受けることは当然であるが、そもそも立地場所としては不相当だと考えるものであり、再考を求める。

3 縦覧場所

隠岐の島町商工観光課（隠岐郡隠岐の島町下西78番地2）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第449号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸山達也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
大田市	令和2年度～令和3年度	31枚	1冊	大田 ^①	令和4年5月25日

島根県告示第450号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 臨港地区の区域

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
別府港	隠岐郡西ノ島町大字別府字カド、字尾崎、字飯田、字尾ノ代、字茶山、字黒木、字宮ノ前及び字四河並びに同町大字美田字アキノ横手、字十家、字堂田、字中田、字八幡ノ前、字渡神及び字カマヤ地内

2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁県土整備局島前事業部並びに西ノ島町役場

島根県告示第451号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

奥出雲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

2 都市計画を決定する土地の区域

奥出雲都市計画区域の全域

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

島根県告示第452号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 都市計画の種類

奥出雲都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

無し

3 変更の内容

名称の変更

4 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、令和4年度毒物劇物取扱者試験を次

のとおり実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）第8条の規定により公告する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 試験日時

令和4年10月14日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市東津田町1741番地1 島根県松江合同庁舎

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

試験は、次の科目について筆記試験により行う。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

5 受験願書の請求先

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-8501 松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「毒劇願書請求」と朱書し、84円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。

なお、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

6 受験願書の受付期間

令和4年7月19日（火）から同年8月1日（月）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留によることとし、8月1日までの日付の消印があるものを有効とする。

7 受験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループへ提出すること。

8 提出書類

- (1) 受験願書（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第1号様式によること。） 1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載した受験票（毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）第3号様式によること。） 1通

9 受験手数料

10,500円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の正本に貼り納めること。

この収入証紙には、消印しないこと。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行が発行する普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができる。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

10 合格者の発表

令和4年11月14日（月）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。

11 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時若しくは試験場所を変更し、又は試験を中止する場合があること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、仁多都市計画区域及び横田都市計画区域を一の都市計画区域とし、都市計画区域を次のとおり変更しようとするので、同条第6項において準用する同条第5項の規定により公告する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 都市計画区域の名称
奥出雲都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
無し
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域
無し

都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）第3条第1項の隣接・近接区域、同条例第5条第1項各号の土地の区域並びに同条例第6条第1項第1号の大規模既存集落区域及び同項第2号の既存集落区域について、島根県都市計画法施行細則（昭和46年島根県規則第22号）第3条第1項、第3項及び第4項並びに第4条第4項及び第5条第3項において準用する同規則第3条第1項、第3項及び第4項の規定により、これらに該当する土地の区域の境界及び範囲を地図上に図示した図面を作成し、関係図書とともに公衆の縦覧に供したので、公告する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸山達也

- 1 当該図面の関係市町村
安来市
- 2 当該図面に関係する土地の区域
安来市安来町、宮内町、飯島町、荒島町、赤江町、下坂田町、今津町、中津町、西赤江町、上坂田町、東赤江町、切川町、赤碕町、佐久保町、吉岡町、清水町、黒井田町、島田町、門生町、吉佐町、飯梨町、植田町、古川町、能義町、実松町、飯生町、利弘町、沢町、宇賀荘町、清井町、清瀬町、吉岡町、九重町、野方町、折坂町、大塚町、鳥木町及び下吉田町の一部
- 3 公衆の縦覧に供する方法
 - (1) 次の事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。
島根県土木部都市計画課及び松江県土整備事務所広瀬土木事業所並びに安来市都市政策課
 - (2) 次の機関のホームページに掲載する。
安来市

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和4年6月3日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

令和4年度島根県自動車管理業務（その2） 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ごうぎんリース株式会社 代表取締役 杉原 伸治 島根県松江市白瀨本町63番地

5 随意契約に係る契約金額

40,389,140円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和4年6月3日

島根県教育委員会教育長 野 津 建 二

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

島根県立隠岐水産高等学校全自動真空巻締機の購入 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

令和5年3月31日（金）

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町東郷吉津2 島根県立隠岐水産高等学校

2 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加さ

せないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「4 機械器具類」に登録されている者であること。
- (5) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、機器の操作方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。
- (6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

4 契約条項を示す場所、担当する本庁等の名称及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階
島根県教育庁教育施設課
電話 0852-22-6602 F A X 0852-22-6016

5 入札説明書の閲覧期間及び閲覧方法

令和4年6月3日（金）から同年7月14日（木）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、入札に参加を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入及び押印の上、F A Xで上記の部局へ送付すること。

6 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、令和4年7月1日（金）午後5時までに、入札説明書に定める方法により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

7 入札期間、開札日時等

(1) 入札の日時、場所等

ア 日時

令和4年7月14日（木）午後11時まで

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

ウ 郵便（書留等配達記録が残るものに限る。）による入札については、令和4年7月14日（木）午前9時30分までに到着していること。

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年7月14日（木）午前11時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

8 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県教育庁教育施設課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Fully automatic vacuum winding machine, 1 set

(2) Time limit for tender : 11 : 00 a.m. July 14, 2022

(Bids by post must be received by 9 : 30 a.m. on July 14, 2022)

(3) Contact point for the notice : Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture 1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane, 690-8502 Japan

TEL : 0852-22-6602

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、吉賀町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年6月3日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
吉賀町林業総合センター	吉賀町七日市946番地	令和4年4月1日

正 誤

令和3年12月17日付け島根県報第270号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
9	上から15	17.10立方メートル（建物内南側）	36.74立方メートル（建物内南側）